

○厚生労働省
農林水産省 令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十三条の規定に基づき、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令

大麻取締法施行規則（昭和二十三年^{厚生省}農林省^{令第一号}）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「~~田~~」を削り、別記第三号様式中「~~田~~」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。